



1月24日開催 八地申第2号

「三鷹営業統括センター武蔵小金井駅で発生した不当処分・不当転勤の撤回を求める」申し入れ 第4回目交渉報告②

1項について議論が深め切れていないが2項議論に入る

首都圏本部がA社員に行った、反省の強要を促す面談について見解を聞く

組合	首都圏本部からの聴き取りの内容について明らかにして頂きたい事と、首都圏本部の面談の中で反省の強要や圧力を感じる言動等が散見されたと聞いている。その内容からすると、ここで書かされた状況報告書については、内容的には採用されるべきでないと感じている。しかし回答では、強制・強要して記載させた状況報告書ではないため、破棄する考えはないと頂いている。 <i>密室取り調べのように圧迫的な面談がされて、反省の強要がされていると我々は感じている。</i> 会社としてはどのような見解か。
会社	面談内容については、実際に起きたこと、様々聴き取りを行った上で確認している。報告書についても、実際にどのようなことがあったかということに記載している。回答にあるように <i>強制・強要して記載させたという事実はない。</i>

首都圏本部による面談で、A社員に反省の強制強要を行った事実を会社は最後まで認めず！

最終的に会社は

- ① 6項目を遵守していると言いながら、我々が求める議論に応じず！
- ② 不誠実団交であることを指摘しながらも姿勢を改めず！
- ③ B副長がA社員の喉元を押さえつける様な行為に対し、危険と感じ払いのけた行為を正当防衛と認めず！
- ④ 首都圏本部の面談でA社員に反省の強要を行った事実を認めず！

最終的に地本として、今の会社姿勢ではこれ以上交渉を行っても意味が無いとし、申2号交渉を打ち切る判断に至る！